

平成30年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第3号）

（輝くふるさと常任委員会）

平成30年9月12日（水）

午前10時 開議

【開会】

【会議録署名委員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

日程第1 会議録署名委員の指名

【議案第24号～第30号・認定第3号～第6号・同意第11号～第12号審査】

日程第2 議案第24号 平成30年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）・・・・・・・・ |

日程第3 議案第25号 平成30年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算（第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |11

日程第4 議案第26号 葛巻町立学校設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 12

日程第5 議案第27号 産直ハウスほすなある条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 12

日程第6 議案第28号 財産の取得に関し議決を求めることについて・・・・・・・・ 15

日程第7 議案第29号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めること
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

日程第8 議案第30号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めること
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

日程第9 認定第3号 平成29年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定につい
て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

日程第10 認定第4号 平成29年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入
歳出決算の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

日程第11	認定第5号	平成29年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	45
日程第12	認定第6号	平成29年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	46
日程第13	同意第11号	教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることにつ いて	46
日程第14	同意第12号	固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求 めることについて	47
【 請願第2号審査 】			47
日程第15	請願第2号	日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が 批准することを求める請願	
【 発委第2号審査 】			49
追加日程第1	発委第2号	日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国 会が批准することを求める意見書の提出について	
【 陳情第8号・第9号審査 】			
日程第16	陳情第8号	吉ヶ沢自治会内「鈴野地区」における水道給水施設の整 備についての陳情書	50
日程第17	陳情第9号	吉ヶ沢自治会内「宇別地区」における水道給水施設の整 備についての陳情書	50

平成30年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第3号）輝くふるさと常任委員会

9月定例会議 議事日程告示年月日	平成30年8月30日（木）			
定例会議再開年月日	平成30年9月7日（金）			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	平成30年9月12日（水） 開議10時00分 閉会14時53分			
委員出席状況 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 遅早 席席刻退	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
			姉帯春治	○
	山崎邦廣	○	山岸はる美	○
	大平守	○	辰柳敬一	○
	柴田勇雄	○	高宮一明	○
	鈴木満	○	中崎和久	—
会議録署名委員	柴田勇雄		山岸はる美	
会議の書記	議会事務局長	触沢 誉	議会事務局総務係長	村木晋介

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木重男	農林環境エネルギー課長	山下弘司
	副町長	觸澤義美	建設水道課長	中山優彦
	教育長	吉田信一	教育委員会事務局教育次長	石角則行
	農業委員会会長		病院事務局長	松浦利明
	代表監査委員		農業委員会事務局長	千葉隆則
	総務企画課長	丹内 勉	総務企画課室長	大川原 洋一
	政策秘書課長	服部隆行	政策秘書課室長	波紫徳彰
	住民会計課長	村中英治	総務企画課財政係長	近藤桂太
	健康福祉課長	檜木幸夫		

(開会時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、8名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、柴田勇雄委員及び山岸はる美委員を指名します。

次に、議案審査を行います。

質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式をお願いします。

はじめに、日程第2、議案第24号、平成30年度葛巻町一般会計補正予算(第2号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

8ページお願いいたしたいと思います。

地方交付税についてお伺いをいたしたいと思います。24、5年あたり、地方交付税が一番ピークのような感じがしておりますけども、その後、徐々に減り続けてきているような感じがいたします。今回も補正で162,000,000円ほどの補正額が計上になっております。こういったような状況、見通しですね、普通交付税も、当初予算についても、だいぶ少なく見積もって、堅実な見積もり方というように言ったら良い言葉なのでしょうけれども、実質的には減額になってきているというようなことなわけです。また、併せて、特別地方交付税についても同じような傾向にあるわけですが、昨年の実績等と比べても、いかないのではないのかなというものが危惧されます。昨年度の実績等を見ても、現時点で34,000,000円ほどの減額になっているわけですが、今後の、こういったような地方交付税と特別地方交付税の見通しについて、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

まず、普通交付税の方ですけども、おっしゃるとおり減額になってございます。30年度、前年度比較で33,000,000円ほどの減額、その要因といいますのは、平成20年の

いわゆるリーマンショックと言われた、景気後退につながるものがあつたわけですが、そういう対応をするために特別枠として交付税措置された項目がございますが、景気が徐々に回復しているということで、平常時モードに切り替えたということで、その特別措置が去年、ここ2、3年で少しずつ減ってきているわけですが、今回、完全に廃止されたということでの交付税が減っております。決算の説明のときにも申し上げましたけれども、大体、今のベースは、ちょうど平成20年ころの、そのリーマンショックが始まったあたりと同じような規模になってございます。どんどん減ってきて、大体、景気がよほど回復しない限り、そういった厳しい状況が今後も続くのかなというように思っております。

それから、特別交付税につきましては、いわゆる12月交付と3月交付というのがございまして、その2回に分けて交付されるわけですが、特別交付税につきましては、12月交付の方は、いわゆるルール分と呼んでいますけれども、ある程度の算定項目が示されて、算式に基づいて予定がつくような形での交付になってございます。ただ、3月交付につきましては、その明細が非公表になってございますので、明細が分からないという、そういう仕組みになってございます。

ただ、大きなことでいいますと、ご存じのとおり、今年は、例えば、6月には西日本を中心に平成30年7月豪雨という災害、それから、最近ですと、9月6日に発生した北海道胆振東部地震などがございまして、非常に大きな地震、災害等がございまして、その場合には特交等がそちらの方に振り向けられるというのが通常のパターンでございまして、特交については、トータルで申しますと、かなり今年は厳しい額になるのかなというように思っております。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

普通交付税の部分については、交付時期が4回に決まっているわけですね。4月と6月と9月と11月、この4回、交付時期があるわけですが、例えば、今回の補正の合計2,862,000,000円ほどの計上額になっているわけですが、この分がくる予定で予算計上になっているわけですが、この交付時期、どのような形で交付になってくるのか、その中身についてお伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

おっしゃるとおり、年4回、時期で申しますと、4月、6月、9月、11月に交付されます。最初の2回は前年度実績をベースに概算交付をされます。前年度の9割とかという、ある程度の率を掛けて、そのうちの一部分がくると、9月と11月につきましては

今年、7月に確定しますので、その確定額と、前年度とといいますか、既に交付した額の差額をそれぞれ2分の1ずつ交付されるという形で交付されます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、この4回の交付時期があるわけですが、4回のうちで一番多く交付される、この4回のうちのどの部分が一番多く交付されるのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

その交付する額によって変動しますので、あれですが、実情とといいますか、状況としましては、大体、均等になるように交付されている状況でございます。特に大きな差というのはいません。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

次に移らせていただきます。

次も8ページですが、町債の部分で、今回、新庁舎の建設事業債というようなことで92,800,000円ほど計上になっております。たぶん当初予算でも基本設計の部分で25,000,000円だったのでしょうか。この基本設計、あるいは実施設計、こういったような基本、あるいは実施設計の場合でも、こういったような起債が充当になるものかどうか、それから、100パーセント、こういったようなものが認められているものかどうか、まず、当初予算で25,000,000円計上した際にも、こういったような起債導入が入っているかどうか確認をいたしたいと思えますし、また、今回の実施設計にあたっての事業では、充当率はどのような形になっているのか、お伺いをいたしたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

起債、財源の関係ですので、私の方からお答えいたします。

まず、基本設計と実施設計への財源としての起債の関係でございましたけども、基本設計には起債は対象外でございます。対象外ですので、今回、公共施設繰入金、基金を

使ってございます。当初で、通常、いろいろな建物等も、起債については、基本設計は対象外というのは一般的でございます。今回は実施設計ですので、起債を充当するという形です。

起債につきましては、説明文にもございますとおり、公共施設等適正管理推進事業債ほかということで、今回、全部で4種類の起債を充て込んでいるものでございます。複合施設とか、いろいろ基本設計等の段階、構想等の段階で出ておまして、できるだけ有利な起債を多く組み合わせて財源確保したいということで、過疎債とか、この公共施設緊急整備事業、適正管理推進事業債というのは、その中に市町村役場緊急保全事業という、さらに詳細のメニューがあるわけですが、それを使いまして、財源としたということで、四つの起債の平均の充当率でいいますと、90パーセント、90.4パーセントくらいですが、約9割が充当されるというものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、基本設計の部分では対象外だというようなことでの理解でよろしいのですね。それで、実施設計の部分については充当率が9割くらい、90パーセントくらいになりますよというような形での理解でよろしいですか。分かりました。

あと、歳出の方ですが、14ページ、公債費が載っております。元金と公債諸費で、元金が114,000,000円ほど、公債諸費で7,000,000円ほど、このように載っているわけですが、元金の任意繰上償還の償還金というような計上になっております。たぶん、この元金と公債諸費については関連があるものと思われまます。まず、今回、どのような形での償還金を任意で繰り上げしようとしているのか、その理由についてお聞かせをいただきたいと思ひます。それからまた、これが何の起債で償還を考えているのか、併せて、お伺いをいたしたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

お答えが前後するかもしれませんが、この繰上償還について内容を若干説明させていただきます。

まず、今回、繰上償還しますのは、任意繰上償還ということで、制度上の繰上償還等、国から求められて繰上償還する場合等もあるわけですが、今回は町の自主的判断で起債の一部を繰上償還したいというものでございます。

その内容ですが、今回の臨時財政対策債まで借りた、臨時財政対策債の一部について、当初借入額が147,390,000円のものでございますが、国の資金ですが、これのうちの、平成23年借り入れです。この部分の残債を繰上償還したいというもので、上

の方の元金というのは、その残債の部分の元金でございます。

下の補償金といいますのは、正しく、おっしゃるとおり関連があるものでございまして、その制度上、補償金は通常返済をした場合に、本来支払うべきであった利息相当から償還後の回収資金から得られる新たな貸し付けに係る利息相当額を差し引いた額ということで、繰上償還して、それで得られたものを新たに運用した利息が出ると、その部分を差し引いた額を繰上償還するという、補償金として納付しなければならないというものでございまして、これは3月償還時点、3月にならないと確定しないということで、今は概算の額、残債分に係る利息分の満額を計上しているものでございます。

今回、その目的といたしましては、当然のことながら、過疎債、辺地債と、当町の場合は有利な起債を借り入れているわけで、交付税バックの算入率の高いものを借りているわけですが、とは言いましても、一部は一般財源の負担が伴います。そういったものが、どんどん貯まっていきますと、やがては地方債の性質上、地方債がある程度超えてきますと、将来の財政硬直化とか、そういったものにつながってまいります。当町の場合は、これから庁舎の建設とか、そういったものを進めていく中にありまして、その財政の健全化という部分の観点から、今後も、その財政の健全化を維持していきたいという中で借り入れ、今回、そのひとつとして借入残高の削減に努めるということで、今回、繰上償還をお願いしたいというものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

通常、繰上償還にならない場合は、特に公債諸費の部分については、これは通常償還になりますと、利子というような形での科目になるのかなと思うのですが、それに相当するようなものが、この公債諸費に計上されているというような認識でいいのかどうか、それで、実際の利子を払うよりは少し、こちらの方が多くなれば貸す側が不利になると思いますけども、そういうような認識でよろしいのですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

その利子の部分は、おっしゃるとおり、いわゆる利子相当分でございます。多くなるか、少なくなるかという部分については、むしろ少なくなります。先ほど申し上げましたけども、返済して、それを、さらに運用して得られる利子分を、この残っていた、本来返さなければならない利子分から引いた額が請求になりますので、実際は、これより圧縮になります。その額は、その償還日ですので、3月にならないと分からないということでございます。

それから、参考までに、参考までにといいますか、申し遅れましたけども、これは臨

時財政対策債ですので、いわゆる100パーセント交付税算入率があるものですが、この繰上償還しても、その部分のルールは変わりませんで、後年度、本来返さなければならぬ相当分が交付税として入ってくるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回、この元金の償還金は臨時財政対策債というようなことでございますが、次のページの15ページに地方債の償還等の一覧表が載っております。ここに、一番下のその他の(6)に臨時財政対策債というのが載っていますが、今年度中の元金の償還見込額309,850,000円載っているわけですが、これに、今回の1,140,707,000円、これが含まれている数値なものかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

お見込みのとおり、これに含まれている額で、その1億、今回の元金を足した額が309,000,000円でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、この表の方では、今年度末の、この地方債の現在高の見込額が8,210,000,000円の形になっていますよね。全部、地方債を合わせますと、このくらい借金をしているというような形になろうかと思っています。実質的に、8,210,000,000円の年度末の地方債の現在高なわけですけども、実際には、例えば、先ほども答弁にもありましたとおり、臨時財政対策債は後年度において地方交付税に算入措置されるというようなこともありますし、それから、過疎対策事業債、こういったような分についても、70パーセント交付税措置されるというような形になりますが、この8,210,000,000円の中で、こういったような地方交付税絡みでの措置を受けた分になりますと、丸々8,210,000,000円にはならないのではないかと思うのですが、それを実際に計算いたしますと、現在の地方債の見込額がどのくらいになるのか、計算していたら、お知らせをいただきたいと思います。

柴田勇雄委員

委員長、すみません。次に、同じことを質問させていただいてよろしいですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

はい。柴田委員。

柴田勇雄委員

次に、お伺いいたしたいと思います。

例えば、臨時財政対策債の部分ですが、これは地方交付税と関わりがありますよね。そうしますと、その臨時財政対策債の発行についても限度額があるやに聞いております。当町の場合の臨時財政対策債の発行限度額は、地方交付税の総額よりは絶対多くなならないと思うのですが、そういったような発行限度額というのは、どの程度の数値になっているのか、お知らせをいただきたいなと思うのですが。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

お答え申し上げます。

限度額はいくらかという部分については、今回の第2表で補正してございますけども、137,639,000円、これが平成30年度の本町の場合の臨時財政対策債の限度額ということになります。ですが、臨時財政対策債につきましては、委員さんおっしゃるとおり、その交付税との絡み、交付税との絡みといいますのは、本来、地方交付税、普通交付税で交付するべき額の一部を起債という形で振り分けて、その市町村に起債をさせて、後年度で、その元利償還分を交付税、毎年、交付税措置させるということで、国にすれば丸々満額交付するよりも少ない額で収まるという、国の財政運営上の制度でございまして、その額、どういう率かという部分につきましては、国の交付税の予算、それから、この臨時財政対策債の予算の枠内で運用してございまして、一定の、これそれぞれの率とかというルールで運用しているものではございません。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。

次ですけども、この調書の中で、たぶん、いろいろな形で地方交付税措置のある地方債があるのではないかなと思います。この普通債と災害復旧費、その他で区分になっておりますけども、この表の区分でいいますと、この地方交付税の措置のある地方債は、どれとどれに交付税措置がなっているのか、お知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

この表ですけれども、ご質問の件につきましては、3番のその他の部分については全部交付税措置がございます。それから、2番の災害復旧についても交付税措置がございます。1番の普通債については、これは予算上の区分でございます、例えば、教育で見ますと、この中には学校教育施設整備事業債とか、いろいろなメニューがございます。ものによって交付税措置があるものないもの混在してございます。それから、あっても、例えば、25パーセントとか低いのもございますし、国の補正予算で対応した、そういったものなんかは一般的に交付税措置が高いです。そういったのが混在していますので、すみません、今、ここで、1番についてはどれというように区分できる整理になってございませんので、よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

災害復旧費全部と、あと、その他の地方債は全部入っているというような理解でよろしゅうございますね。

それから、このお借りしたお金は、起債したお金には必ず利息がつくと思うのですが、今、公的資金、それぞれの起債の中身で違ってくると思うのですが、公的資金と民間資金のものが入っていると思うのですが、利率は大体、公的資金の場合と民間資金の場合はどうような利率になってくるのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

利率につきましては、例えば、29年度決算で申し上げますと、政府の財政融資資金ですと、例えば、辺地債等ですと0.01パーセント、それから、造林事業が借りております政策金融公庫の資金ですと0.3パーセント、その借りの額によっても変動したりします。それから、民間資金については、通常、政府資金よりは高くなってございますが、1パーセントは切っている状態で借りているのが実態でございます。

それから、先ほど答弁を保留しておりました起債の交付税の関係ですけれども、現在、29年度決算で償還金、元利償還金に含まれる基準財政需要額、算入見込額というのは7,360,000,000円ほど、大体74億弱の算入額となっております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、私、この表の方だけで見ているのですが、地方債の残額が8,210,000,000円ありますよと、見込額になりますよと、そうしますと、こういったような地方交付税措置がなされた場合で7,360,000,000円程度という形になるのですか。実際に本来の残額がどれ程度になるかをお知らせ願いたいのですが、私、もう少し落ちるような感じがしますが、もう一度、計算して教えていただければ有り難いです。

柴田勇雄委員

委員長、すみません。もう少しお聞きしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

はい。柴田委員。

柴田勇雄委員

これは副町長にお伺いしたいのですが、今、元金のことをお話していたわけですが、このように繰上償還するというようなことは、一定の財政的な余裕がなければ、こういったような繰上償還ができないというようなことが考えられるわけです。したがって、今後、この財政調整基金等の関わりも、たぶん出てくるのではないかなと思っております。こういったように、何かの大きい事業をやれば、こういったような起債が導入されて事業が進展していくわけですが、一方、そういったようなものは返していかなければならない。そしてまた、どんどんと起債が膨らんでくるような部分、そういったようなもので、こういったような繰上償還金が出てくるのではないのかなと思っています。こういったような繰上償還することによって、今後、そういったような財政の見通し等々についての財政運営、こういったような部分が出てくるのかどうか、この影響とか効果、そういったようなものが、どのような形になっていくのか、その内容について、お知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

今回、繰上償還ということで、140,000,000円ほど繰上償還をさせていただいた部分ではありますが、これにつきましては、今現在は、こういう剰余金が出た場合の処理といったしましては、今までは公共施設整備基金に積み立てをしながら、これは将来の、そういう公共施設の整備に充てていく財源としての確保ということで、これまでも努めてまいりまして、そういう中に、今、現在32億ほどの公共整備基金となっております。ありますが、この中に、一方では、起債の額も、ここ数年、江川小学校であったり、ある

いは葛巻病院であったり、簡水等々が大きな工事等も進めておりますので、そういう中に、起債残高も28年度で約77億ほどになってまいりました。併せて、今、役場庁舎の建設も計画しているわけではありますが、それらを含めると、起債総額というのが約100億ほどになってくるといような見込みにもなっております。そうしますと、そういう面からした場合に財政の指数、実質公債費比率とか、今後、上昇して行く部分がありますから、そういう部分を両面から調整もしていかなければならないという考え方で、今回、繰越財源が出ましたので、そういう財源を活用もしながら、今回の繰上償還をしながら、そういう財政運営上しっかりと健全財政を維持していくという観点の中で、そういう財政指標といいますか、これらの上がってくる状況がございますので、今後、そういったような部分を調整しながら進めていかなければならないというように観点を、起債の繰上償還を新たに今度は対策として進めたということがございます。したがって、これからは起債の額も上がってくるのが予想されますので、両面から、全体的な財政運営上はしっかりと見込みを立てながら、このような調整も、財政上、調整も図ってまいりたいと、このように思っております。いずれ、剰余金等々についての財政法上の規定もあって、剰余金の2分の1は財調、あるいは減債基金等に積み上げるといような基本もあるわけではありますが、それらも含めながらではありませんけれども、今後のそういう剰余金等々の対応については、後は繰上償還も含めて対応してまいりたいと、そして、今後の財政運営上の指標等についても、しっかりと適正な方向にもってまいりたいと、このように考えているものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

先ほど保留にしていた交付税の算入額の関係ですけれども、先ほどの73億につきましては、一般会計、特別会計、全額含めた額でございます。一般会計分といいますと、今、把握がなかなか難しい状況ですので、ご理解賜りたいと思います。交付税は、一般会計分、あるいは事業会計分もすべて、ひとつの計算で計算になります。例えば、衛生費については下水道部の部分、あるいは水道部分の交付税、事業分の交付税参入もあるわけですけれども、それらも、すべて衛生費として計算されまして、そのトータルを一般会計で受けるシステムになって、区分ということになりますと詳細な計算が必要になります。そういった中で、総額で7,380,000,000円くらいの交付税を受けているという中で、29年度決算で申しますと、起債、一般会計、特別会計、すべて合わせた残高が13,188,000,000円ほどです。ですので、割合にしますと56パーセントほどになります。これは、事業会計の方でどのくらい、その事業をやるかによって増減するわけですけれども、大体55、56というあたりが目安かなというように見込んでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

数字上は、ここの15ページにある起債が82億というような形で、だいぶ、この金額が大きいというように思われますけども、そういったような財政措置があるというような、差っ引きいたしますと、実質的にはこのくらいになりますよという、やはり説明もあれば、よほど気持ちとしては違いますよね。そういうような意味でお伺いしましたので、もう少し計算した暁には教えていただければ有り難いなと思っていますが、今日はとりあえず、まず、分かりました。いろいろなものが入っているというようなことでございますので、委員長、どうもありがとうございました。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第24号、平成30年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第24号、平成30年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第25号、平成30年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第25号、平成30年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第25号、平成30年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第26号、葛巻町立学校設置条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第26号、葛巻町立学校設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第26号、葛巻町立学校設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第27号、産直ハウスほすなある条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の産直ほすなあるの条例の一部改正ですが、題名も、このように生産物直売施設条例というように直っているわけですが、あと、中身についても、名称が産直ハウスくずまき高原というようなものになっております。それから、別表の方では、このように、また、名称も変わっております。この生産物直売施設、このように題名も変更して、名称も変更するという、今回の改正にあたっての理由は、どのようなことから、このような改正に至ったのか、お知らせをいただきたいと思っておりますし、それから、このレストラン部門の整備計画はどのようなになっているのか、お知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

名称変更の関係についてでございますが、今回、道の駅くずまき高原と同じ名前に合わせるような形で、産直ハウスくずまき高原に名称を変えるということで、ご提案しているものでございます。

これは、平成11年6月に当施設が営業を開始して、産直ハウスほすなあるということで営業してきたわけですが、来客されたお客様から、ほすなあるという意味がどうということかということで問い合わせ等が多くあったということでございます。ほすなある自体の意味は、干した菜っ葉、それが葛巻の伝統食的な形で味噌汁の具等に使用されるわけですが、そういった干し菜に由来して田舎の食材がある、それから、お客様が欲しいものがある、それから、産直の星になるというようなことから、ほすなあるというような名称をつけたということ、随時、その問い合わせがあったたびに、そういったことを説明しなければならなかったというようなことが、これまであったということでございます。管理する側で、そういったことを紙に書いて由来を説明するような、そういった形でも努めてきたということですが、なかなか、ほすなあるというのが、どこの産直かというのが分かりづらいという話もございまして、そういった部分を抱えながら営業してきたということでございます。

今回、20年あまり経過した中で、今、維持修繕に係る工事を中心に改修を進めてございまして、今月いっぱいまで工事が完了するようなことになるわけですが、この中の、その部分で一部、用途的に変わる部分がございます。これまで食堂として活用してきた部分を、今回、特産品等の売り場に改修するというようなこともございまして、これまでに管理してきた中では大きな改修になる形になりますので、このリニューアルする機会を通じて、名称も併せて一新した形で名称を変える形にしたいということで考えてのご提案でございます。

くずまき高原という名前につきましては、道の駅自体がくずまき高原であること、それから、隣接して、畜産開発公社でくずまき高原牧場を運営している形もございまして、そういった一体感ができる形になりますので、町の玄関口としての拠点施設として、観光の視点からも、そういった統一した情報発信の場というようなことで、効果が期待されるということで、今回、こういった名称を変える形に考えているものでございます。よろしく申し上げます。

レストランの関係ですが、今回の改修で、これまで食堂として活用してきましたところを特産品の売り場のスペースに改築される形になります。それで、それとは別に、今まで使われてきました、ほすなあるの建物と隣接するような形の場所に新たにレストランを建設するという方向で検討してございまして、昨年はどこに造ればいいのかというような形の調査等を実施してございまして、現時点では道の駅の奥、公園側のところが、一番経費的にはかからないで整備が可能などころではないかということでの調査が出ており

ますので、今年度は、それを踏まえながら、実施設計等に向けての調査を行う形で予定しているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、先ほどは題名の部分については触れていないような感じがしましたけれども、前の条例ですと、直接、産直ハウスほすなある条例というような題名で使って、今回は生産物直売施設というような名前を使っていますね。例えば、後年度に、今のお話ですと、レストラン部門等の計画もあるやに伺っているわけですが、この条例の中で規定していくものか、あるいは新設になったレストランについては新たな条例でもって整備していくのか、その方向性については、どのような考えでしょうか。生産物直売施設といいますと、もう名称とは切り離された、いくらでも、これに追加していけるような私は条例に考えていまして、こういったようなものに条例で規定していくのか、その辺で題名もあえて変えたのかなど、このようには思っていたのですが、その内容について、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

産直ハウスほすなある条例として、これまで産直ハウスほすなあるという個別の施設の設定条例でございました。今回、改正において、条例名を生産物直売施設条例に改正する考え方でございますが、これは、産直ハウスくずまき高原以外に他の場所にも産直管理施設を設置する場合において、今、委員さんご指摘のとおり、本条例を運用した形で対応していきたいと、そのように考えているものでございます。

産直施設につきましては、地元で生産される新鮮な農産物や加工品、それから、生産者が自ら直売をしながら、消費される方々と交流する、そういった大事な、重要な役割を持った施設にもなっておりますので、交流人口の拡大を目指す町といたしましては、今後も複数の産直管理施設の整備は十分進めていかなければならない、そのように考えているものでございます。現時点では、どこにという形の具体的な計画はないわけですが、例えばですが、町の中心部や、それから、現在、新たに庁舎建設を進めている計画があるわけですが、その周辺のところなどにも産直関連施設を整備していければと、そのように思っておりますので、そういった形で検討していければと、そのように考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第27号、産直ハウスほすなある条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第27号、産直ハウスほすなある条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第28号、財産の取得に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第28号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第28号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第29号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第29号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第29号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、日程第8、議案第30号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第30号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第30号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定しました。

ここで、11時15分まで休憩します。

(休憩時刻 11時00分)

(再開時刻 11時15分)

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第9、認定第3号、平成29年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定につ

いてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

姉帯委員。

姉帯春治委員

歳出の77ページでございます。

真ん中あたりでございますが、13のところの委託費ということでございますけれども、施設の管理費等の委託でございますけれども、この部分については、皆さんも道路端にあって分かっていると思いますけれども、何年か前に私も一般質問しましたけれども、運営すると月に約700,000円くらい赤字が出るということですが、これから先に何かの工夫があるのかどうか、そこを聞きたいなと思っています。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。木質バイオマス施設の管理委託の関係でのご質問と受け止めて、お答えさせていただきます。

当該施設は、平成16年から17年にかけて整備して、木質の燃焼試験等を実施した施設でございます。試験自体は16年から20年度で実証試験を終わって以降、21年4月に町の方に無償譲渡いただいて、町の方で管理をしてきている施設でございます。この施設は、今、委員さんお話いただきましたとおり、試験を終わった以降は、維持費の関係から運転は中止してございます。その当時の年間の経費ということで試算したのからいきますと、運転をした場合は17,000,000円くらいの経費がかかる形になってございます。そして、運転して得られる発電の見込みが大体2,600,000円から3,000,000円くらいの電気の発電になるということで、収支的に稼働していくのが難しいということで、今は休止してきてございます。

現在は、発電したものは公社の方の施設に電気が供給できるような仕組みにはなってございますが、こういった施設の場合は、電気のほかに、もうひとつ出てくる熱を活用することで、もう少し、それでも収支的には厳しいという形にはなるようですが、いつも利用できるような形になれば、運転もまた可能性が出るという形にはなっている形になってございます。ですが、今のところは、そこで発電して、そこで発生する熱をうまく利用するような施設が決まっていないといえますか、そういった状況でございまして、運転は休止して、視察者等には、こういった施設で、木質のバイオマスの施設として展示的に見せて、見学者に紹介するというような形での施設の利用に止めている状況でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

今、年間、こう見ると、五十何万くらいかかっているようでございますけれども、中身を見ますと、ほとんどは消防の点検費の方に主にかかっているようでございますので、ずっと、このままの状態にしないで、もし活用ができるのであれば進めるべきではないかなと思っておりますので、その点を今後考えていただければなと思っております。終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

施設は公社のプラトーの下の位置に建設されていますので、以前は公社のプラトーの方に熱を供給できるような仕組みが組めないかというようなことでの検討した時期もございますが、かなりの事業費が、配管等の関係でかかる形になるというようなこともございまして、断念した経緯もございます。あそこの施設から利用可能ということであれば、椎茸ハウスとかといった施設がありまして、そこで、熱等の関係が、今、専用にボイラー等は設置になっていますので、そちらの方では、現時点では必要としていないような状況にはなっているわけですが、今後、そういう部分で活用ができるようであれば、そういった部分も含めて検討できればと考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

説明書の36ページなのですが、決算ですので、町民税、固定資産税の普通税の現年課税分で、その徴収率が99パーセントというようになっております。28年度の実績は99.1パーセントになっています。29年度の県の平均徴収率は99.1パーセントというように、県の平均徴収率から比べますと若干、0.1パーセント少ないものの、監査委員からの審査意見書でも高評価となっております。私も、このご努力に対しては同感でございます。この町民税、固定資産税、ご承知のとおり、自己財源については非常に貴重な税金なわけございまして、このように目標も徐々に上がってきております。県の平均徴収率も決して高いわけではないのですけれども、少なくとも、このくらい頑張ってきておりますので、県の平均徴収率以上は、ぜひ上回ってほしいというようなのが本音でございます。こういったような努力なのですが、どうにかして、年々このように努力をしてきて積み重ねてきておりますので、一定の県平均の徴収率以上を目標に、ぜひ頑張ってくださいなと思っております。今後の意気込みをお聞かせいただき

たいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

ただいまの質問に、お答えしたいと思います。叱咤激励のご質問というように受け止めてございます。

税金の徴収につきましては、こちらの説明書の資料の方にもございまして、現年度分については、大体、県平均のあたりで推移してきておりまして、昨年、僅かでしたが、県平均を上回るということにもなっております。477,000,000円ほどの現年分の課税ということでございますので、残り、あと1パーセント弱ということになりますと、4,700,000円くらいが未納となったということでございます。かなり額的にも少なくなってきたので、そういう部分につきましては、今年度、特に進めております部分は、納期限までに納めましょうということで、ほとんどの、9割を超える、99パーセントのうちの9割を超える方々が納期限、それぞれの決められた期別の納期限に納めていただいております。残り1割くらいの方々が、納期を遅れながらも納めていただいている、年度内に納めていただけなかった方が1パーセントくらいあるという、そういう状況でございますので、納めていただいている方々との公平感といいますか、しっかり納めていただいている方と、遅れている方、あるいは納めていただけていない方々との不公平感というのがあるかと思っておりますので、そういったものも解消していきたいということで、まず、納期限に納めていただきたいということと、納期を遅れた場合には、法律に基づいた延滞金等もいただくということにもなりますというようなことを、今、周知等も進めてございます。

来月、10月号の広報では、そういった部分もお願いしたいということで、1ページほどページをいただいて、今、その辺の作成をしておりますが、そういったことで、なるべく期限内に納めていただくということを推進することによって、全体としての徴収率も上げていきたい、あるいは、今年度からはコンビニ納付等も実施してございますが、そういった部分でもコンビニ利用の部分が増えてきておりまして、納めやすい環境という部分にも取り組んできておりますので、そういったものが効果を上げまして、期限内に納付するのが通常だというような意識も持っていただけるようにも取り組みながら、そのことによって、最低でも県平均は上回っていくような、そういう取り組みにしていきたいなと思っております。

また、国保税の方については、県平均もだいぶ上回っておりまして、そういう状況も、3パーセントほどでしょうか、現年分で97.3ということで、県平均が94ということで、3パーセントほど国保については上回っておりまして、そういう部分がありますので、国保税も含めた全体として、県平均を上回っていくような取り組みを今後とも進めていきたいというように考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。さらなるご努力をお願いを申し上げたいと思っております。

また、不能欠損でございますが、この3年間、不能欠損が全くなしというような状況のようですね。内容を見てみますと、平成20年以前の滞納繰越も見受けられるわけでございます。そういったような中で、29年度決算ではなしというようなことなのですが、その前の2年分もなしというような内容のようでございますが、不能欠損が見当たらないのか、それとも、あるけどもやらなかったのか、その辺のところは、どのような理由から、そういうような事例はなかったのかどうか、内容をお知らせいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

不能欠損について、ここ3年ほど実績が出ていない状況になってございます。これにつきましては、滞納につきましては、いろいろなケース等もございまして、不能欠損にする場合の資産があるかどうかというような、税金を納めるための資産、資力があるかというような部分の調査、不動産だけではなくて、預金ですとか、いろいろな全体的な仕事の関係ですとか、そういった調査を行った上で納められないのではないかというようなケース等については不能欠損と、3年の執行停止を通常して、4年目に不能欠損になるということでございますので、その間に、基本は3年間ありますので、4年前くらいに、そういう執行停止をしたものが、3年経って不能欠損というのが通常のケースになっておりますので、そういった部分での財産調査とか、そういった部分がしっかりとできなかった部分等も、いろいろな業務の中で、あるいは職員の途中での休みとか、そういった部分等もあったりする中で、行き届かなかった部分もあったのかなという部分もございまして、そういった中で、このような状況にもなってございますが、今後については、機構に派遣した職員等が、そういった部分のノウハウについても、かなり身につけてきている部分もございまして、そういった部分についても、今年度、処理すべく進めているところでございますので、今後、そういうものも上がってくるものというように考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。

次に、説明書の42ページですが、住宅使用料で175,200円、諸収入の教員住宅使用料で45,600円の各1件ずつの収入未済額が計上になっております。税金のほかに、このように収入未済額が計上になっているのが非常に目立つものですから、お伺いするわけですが、この原因と回収方法はどのようにお考えになっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

42ページの175,200円の部分について、これは町営住宅の部分でございますけれども、既に現在は納めていただきましたが、これまでといたしますか、3カ月に一度、毎月のように徴収の内容は確認しているのですけれども、3カ月に一度ほど通知を出しているというようなことをやっております。この場合は、この方お一人なのですけれども、なかなかスムーズに納めていただけなかったということで、なんとかお願いをして、全額を納めてはいただきましたけれども、今後、このようなことがないように、また、努力をしてまいりたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

ご質問のありました42ページの諸収入、教員住宅使用料の未納の件について、ご説明申し上げます。

この件は、1人1件ということでございました。結果として、この6月に収納を済まして、解消というようになっております。この方につきましても、3月、4月時点で納付の約束を取りつけまして、5月末までに完納していただけたということでしたが、どうしても5月になって、ギリギリになってから、いろいろな事情がありまして、あと1カ月猶予をくださいということで、致し方なく、そのことの理由を認めまして、1カ月遅れたものでございます。この遅れ等につきましても、建設水道課等と同じに、3カ月に一度、こちらの方でも収納状況を確認いたしまして、これについて催告の手紙を出したりとか、あとは呼び出しをしまして、きちんと納付計画をとるなどの手立てをいたしまして、未納、遅れのないように指導してまいります。今後とも、このようなことのないように、この住宅料につきましても、入っている方と協議して、相談させていただきながら、適正な納付について取り組ませていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

あまり高額ではないのですが、やはり3月末とか、あと、決算時期になりましたら、こういったような部分のものがあれば、少額でも、やはり、きちっとした整理をしておくような体制づくりが必要かと、このように思っておりましたので、あえて質疑をさせていただきました。

それから、次に、説明書の45ページの部分で、一般会計の不要額の調書が出ております。現年度分と繰越明許のこの合計を合わせますと、実質不要額で493,000,000円ほど、あと、支出率で85.9パーセント、このような数値になっております。この数値は、例年との決算と比べて、どのような数値になっているのか。そしてまた、自己分析した場合には、この不要額調書、支出率85.9パーセントというのが妥当な線なのかどうか、どのような自己分析をしているのか、お知らせいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

不要額につきましては、例年と概ねは同じくらいですが、やや高くなってございます。去年につきましては、病院建設にあたっての繰り出しがございまして、その部分は工事費等の圧縮で支出が圧縮されましたので、その部分の不要額が少し多く出てございまして、不要額の全体を膨らましてのものが主ですが、少し多めです。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

次に、説明書の49ページの部分ですが、ふるさと納税寄附金が10,767,000円ほど入っています。前年度と比較してみますと、延件数でも減っているようなことですが、その前年度の方と比較しての減額になっている要因等については、どのような形で少なくなっているのか、前年度はあまりにも多かったのかどうか、29年度は平常の寄附金というような形になるのかどうか、いろいろあろうかと思っております。

それからまた、最近、このふるさと納税の返礼品、これが総務省の方で非常に気を使っているようでございまして、特に、この返礼品は寄附金の30パーセント以内とか、今日の新聞にも出ておりましたね。そういったようなもので、本町では問題はない新聞記事にはなっておりましたが、このような30パーセント以内の返礼品になっているのかどうか。あるいは、この返礼品について、どのような返礼品でお返ししているのか、その内容について、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

まず、ふるさと納税の実績でございますけれども、ふるさと納税トータルで10,000,000円ちょっとになってございます。この額は、28年度は25,000,000円ほどだったのですが、これはテレビ放送等の影響がございまして、一回にどんと増えた経過がございまして、その部分は特別な部分で、それと比べると半減したような格好ではございます。傾向としましては、それ以前と比べますと、大体それ以前は、少なくみても3,000,000円とか、5,000,000円とか、少し多くても6,000,000円、7,000,000円程度で、平均5,000,000円くらいの実績でございます。そういった部分では、そのテレビ放映以降、大体10,000,000円くらいは確保できるような感じで推移してございますので、いろいろな情報発信等の取り組みの効果も出ているのかなということで、今後も10,000,000円、あるいは8,000,000円前後で推移していくのかなというように思っております。

それから、返礼品の関係ですが、返礼品については、おっしゃるとおり当町でも見直しました。それまでは、総務省の通達が出る前までは、うちの方としては、考え方としては、大体、ご寄附をいただいたものの2分の1、半分程度の率でお返しできればなということで取り組んでまいりました。そういった中で、3割という制限が出て見直しまして、今、実態とすれば、平均で28パーセント弱、それ以前は、5パターンの返礼品を用意していたのですが、それを5,000円刻みにして、9パターンを作ったのですが、いずれの組み合わせでも30パーセントを切っておりまして、平均で27.9パーセントということで取り組んでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

返礼品はどのようなものを使っているかというようなことは、お答えいただけなかったのですが、再度伺いたしたいと思います。

また、この返礼品として品物が届くわけなのですが、寄附者からの評価、有り難かったとか、あるいは、ものすごく良いものを頂戴したとか、そういうような葛巻町の返礼品の人気度といいますか、そういったようなものは、どのように評価しているのか、ただ送りっぱなしなのか、その辺あたりのアンケートみたいなのをとっているのかどうか、伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

返礼品の品物、内容につきましては、特産品であります、岩手くずまきワインのワイン、それから、高原牧場の乳製品、牛肉等の組み合わせでございます。そのうち、それぞれ単価が違いますので、それを、例えば、30,000円コース、50,000円コースというように分けて、全部で9コース作ってお送りしている状態でございます。

申込みのところに、その感想といいますか、アンケートとか、そういったものも記載してもらおうようにしてございます。書いてくださる方、書いてくださらない方があるわけですが、書いてくださる方は、葛巻のワインに興味があったとか、あるいは、前にワインを飲んで美味しかった、それから、高原牧場に遊びに行って、アイスクリームが美味しかったとか、肉が美味しかったとか、申し込んでいただく方ですので当然ですけども、喜んでいただいている、そういった評価といいますか、メッセージ等をいただいているという状況でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。

次に、説明書の69ページに地域おこし協力隊の方、5人の活動の部分が載っております。我々には具体的な、地域おこし協力隊の皆さんの頑張りがなかなか把握することができませんので、ここで伺いをいたしたいわけですが、現在、29年度分では5人の方が協力隊として葛巻町の発展のためにご尽力をいただいているわけですね。くずまき型の観光コーディネーターとか、あるいは、高校の魅力化とか、高原牧場の観光とか製品開発とか、あと、くずまき型の酪農構想実現とか、こういったようなものに尽力をいただいているわけですが、それぞれの担当分野で、やはり協力隊の方の尽力ぶりを少し中身を教えていただきたいと、そしてまた、今後、こういったようなものが継続すべきなのかどうか、その点についてもお知らせをいただきたい、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

今、決算資料の方は5人の協力隊の職務等を載せてございます。30年4月1日からは、もう1人、グリーンテージの方にも配置させていただきまして、全部で6名お願いしてございます。

一口で申しますと、例えば、くずまき型DMO観光コーディネーター、これにつきましては、今、町でDMO事業を進めているわけですが、その事務局として、あるいは観光部分のホームページを作っていたり、いろいろな観光パンフレット等をリニューアルしていただいたりして、その観光部分について進めてもらってございます。

それから、高校魅力化コーディネーターにつきましては、一番は山村留学生の制度の

普及、生徒のお世話といたしますか、そういった部分に大きな力を発揮してもらっています。今、生徒さん方は、この高校魅力化コーディネーターをひとつの相談相手といたしますか、そういったような立場でも頑張ってもらっております。

それから、葛巻高原のお二人ですけれども、公社牧場内はもとより、いろいろなイベント、町外、県外等にも常に同行して、今では、それぞれの担当を任せられるくらいに独り立ちしている方もいらっしゃいますけれども、そういった感じで、高原牧場の特産品等のPR、販売等の活躍をいただいております。

それから、くずまき型酪農構想実現コーディネーター等につきましては、今、正しく葛巻酪農構想を進めておりますけれども、その推進母体でございます協議会の事務局として、今は特に酪農家等が大型化を進める取り組み、あるいは法人化する取り組みとか、そういったのが出てきているわけですが、その実際の実務、事務等に、農家の方に入って指導、相談相手、あるいは町、公社、農業公社とのつながり役等をしてもらってございます。

また、参考までに、グリーンテージのパーティシエについては、今までは、いわゆるスイーツ、あるいはケーキという部分について、グリーンテージの方で商品として取り扱っていなかったわけですが、それを開発していただきまして、近い将来に、そういったものを商品として提供するような、そういった段取りで、今、グリーンテージの新たな魅力のひとつに加わるような形で進めたいということで、頑張ってもらっています。

こういった形で、それぞれ専門分野で活躍していただきまして、こういった魅力の積み重ねで、町外、県外からもお客さんを呼べるような、そういう町にするためのひとつの形にしていきたいということで、今後、これからスポーツツーリズムとか、いろいろなものがあるわけですが、そういったような部分についても可能性等を検討していければなというように思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

活動状況ですから、分かりました。

では、次に、教育委員会の関係についてお伺いしたいのですが、今回の議会に入る前に事務事業の点検・評価報告書というものを頂戴しております。これをもとに29年度の事業について、質疑させていただきたいと思っております。教育委員会の事務事業の点検・評価、A、B、Cで評価になっております。この教育委員会の事務事業全般にわたっての点検・評価シートでございますが、まず、これを教育委員会として評価のものを全般的に見た場合にどのような、これに対しての所見を持っているのか、まず、教育長から、その点について、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育長。

教育長（吉田信一君）

お答えします。

項目的には、Aもあれば、若干Cもあります。でも、総体的には、おおよそ良い状況にはなっているかと思しますので、特に今回Cが出ている分で、児童福祉施設の充実適正化という部分については、現在、就学前教育のあり方検討委員会をもとに、今後の保育園等の施設のあり方について検討しているところでもありますので、今後、来年度に向けて、さらに、その部分については良い状況になっていくというように考えております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

それでは、この評価書の中で、A、B、Cで評価しているわけで、この中で、唯一評価がCというのが1項目、5ページにございますね。このCというのが、ものすごく目立つのですよね。中身を見てみましましたならば、児童福祉施設の充実適正化の分野です。たぶん、これについては、その老朽化した園舎がものすごく影響しているだろうかと、私はそのように思っているのですが、この部分については、具体的な今後の園舎の老朽化の対策については、どのようにお考えになっているのか。また、災害時のみならず幼児に対する、例えば、エアコン等を保健室につけるとか、そういうような対応等については、どのようになっているのか。こういったようなことの災害時の対応等も踏まえというようなことにあるのではないのかなと思っているのですが、こういったようなのが、各保育園にも整備になっているのかどうか、お知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

お答えいたします。

まず、このCの評価の部分でございますが、この上の部分にもCというのは、評価の部分の基準というように書いてありますが、次年度以降、引き続き改善を要するという部分で、決して悪いという部分ではなくて、やっているのですが、まだ改善に至っていないという部分で、内部評価といたしましてCというのを改めてつけさせていただいて、全くしていないということではございませんので、その部分は改めてご説明させていただきます。

今、ご質問のありました、園舎の部分につきましては、老朽化というのは、こちらの方で分かっている状況でございますが、先ほど教育長がお答えしたとおり、今年度から就学前教育についての検討委員会ということで、庁舎内で室長級をそろえまして、幹事会と、そして、課長級、副町長を委員長に委員会というものを設置いたしまして、ど

のような方策でということ、庁舎の建設、あるいは建て方についてということも含めて検討をしている状態でございます。

その中で、こちらのアンケートにも、昨年3月にも説明を申し上げておりましたが、保護者アンケートをとって、保育園についてはとっております。その評価に基づきまして、どのような希望があるかというのを、まず、人数把握をいたしまして、そのことを、現在、その調査に基づきまして、就学前教育の幹事会、そして、委員会の方で、その評価をしながら、今後どのようなあり方がいいかということは検討中でございます。

先ほどご説明のありました、庁舎のエアコンであったり、あるいは網戸であったりとか、やはり風を通して、虫が入ってこないようにとか、今、そういうような対策等もできてある状態ではございません。早急にエアコン等は、葛巻であれば昔は暑さもそんなにということでしたが、今の暑さは葛巻町ではかなり酷いものがありまして、今後、エアコン等も含めて、全室ではなくても対応は必要だなという意見は幹事会、委員会等でも上がっておるものでございます。また、園長会議においても、今後の方策について検討中でございます。

また、総合的に園児の出生数と併せまして、今後、どのように葛巻町に幼児教育、幼児施設が配置されていけばいいのかということも含めまして、現在、検討中でございますので、そういった町民のアンケートを踏まえまして、内部検討をいたしまして、そして、有識者の意見も踏まえまして、今後とも、この幼児教育について、しっかりと考えを持っていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

保育園の老朽化の問題につきましては、今、具体的にどのような計画になっているのか、建設順になっているのか、老朽化している順番になっているのか、その見通しについて、お伺いをいたしたいと思っております。まず、この園舎の老朽化は早急に改善すべき問題ではないのかなというように思っておりますが、優先度の高い、この建設順番はどのような形になるでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

老朽化につきましては、今4保育所あるわけですが、30年以上経って、すべての園舎が古い状況だというのは十分把握している状況でございます。その建設の順番につきましても、一番古い順からというようになるものか、あるいは、どこに、どのように建てたらいいか、例えば、今、建っている施設、例としていいますと、小屋瀬保育園、江川保育園等が河川の側にあるということで、危険を感じているということは父

母等からも、地域住民からも以前から言われている問題でございます。昨今の災害等を見ても、かなりの水増し等がございまして、想定し得ない災害が起きた場合、そのようなときに大丈夫なのかということでも考えておりまして、その場所等につきましても含めまして、今、検討中ということでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

例えば、こういったような保育園が、もう老朽化しているというのは、誰も認識していることですね。現在、その整備計画が具体化になっていないということは、前に進まないことなのですよね。私は、そう思うのですよ。例えば、早急に、こういったような整備計画がないまま整備しますと、また大変なことになるのではないかなというようなことです。したがって、この整備計画はきちりしたものを持っていないければ、いつまでも私は後対応になるような感じがします。こういったようなものを、もう少しきちりとした整備計画を町の総合計画の中ではっきり打ち出していくことが極めて大事ではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育長。

教育長（吉田信一君）

整備計画も含めて、現在、就学前教育あり方検討委員会の中で、今後、どのように整備していけばいいのかという部分を検討しているところでございますので、至急、教育委員会としても、この後の方針等についてご説明できるようにしていきたいというところで、よろしいでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

次に、同じ5ページの中で、乳児保育の充実と病児・病後児保育の実施を検討していきたいという項目、教育委員会の今後の方針があります。これも、親御さんにとっては切実な、早くやっていただきたい事項ではないのかなと、このように思っております。具体的に、この検討をしていきたいだけでは終わらないものではないのかなと思いますが、この乳児保育のどのような形での充実を考えているのか。あるいは、病後、病児・病後の保育についての、この実施はいつからやっていくのか、その点について、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

ただいまの委員の質問について、お答えします。

乳児保育の充実ということにつきましては、前々から様々な場面で、いろいろな調整の会議でも言われてきたところがございますし、先ほど申し上げました、3月のアンケートの部分にも、やはり就労しているお母様方、共稼ぎのご家族が葛巻でも多くなって、例えば、病気が出たとか病後、インフルエンザ等で休まなければならないとか、そういった部分に対しての保育についても、なんとか見ていただけないかという要望が多いのは重々分かっております。それについて、今後考えなければならないのは、その施設として、そのような病児を隔離というか、預かる部屋という部分を、まず、環境的に設置しなければなりません。それが、どのような規模でなるか、あるいは、そういった部分に看護資格を持った職員等の配置が必要であるとか、そういうような部分も調査をしながら、葛巻ではどのような形がいいかというのを考えている状態でございます。今後すぐになるという、まだ計画はございませんが、先程来、教育長も申し上げておりますとおり、就学前教育のあり方検討委員会の中で、施設、そして、中身の部分につきましても、どのような形がよいのか、そして、町民のニーズにしっかりとお応えできるような部分で、この保育、就学前教育の部分について検討している状態でございますので、なんとか早い段階で、そちらの方をお示しできるように努めてまいりますので、ご理解のほど賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

ぜひ、そのような方向で実現方を求めたいと思っております。

それから、9ページの部分で、学校給食の関係で、前にも質疑させていただいております主食の提供の方向性というのがございます。これは、現在どのような状況になっているのか。一戸のパン屋さんが提供できなくなったというようなことがありまして、その後の状況については聞いておりませんので、お知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

ただいまの学校給食の質問に対して、ご答弁申し上げます。

ご承知のとおり、昨年度から学校給食の主食であるパンと米飯については停止をせざるを得ない状態でございます。それから、いろいろな方面でできる方策を考えて、手立

てをしようと考えてきました。現在のところは、それがうまくいっていないくて、ご飯につきまして各家庭で炊いてお弁当という形で主食を持ってきている形に進んでございます。

これまでやった部分といたしましては、給食センターでやるという方策、あるいは、自校でそれぞれ炊いてやるという方策等、いろいろな案が出まして、やったところ、なかなか、その打開策ということで、ひとつは給食センターでの方式というのは、かなりの施設改修を求めることから、今、そういった部分で立ち行けない状態、そして、人数から考えて、自校給食の道はということで考えておりました。学校給食法という部分でかなりのハードルが高く、施設の整備、学校のそれぞれの調理施設を給食センター並みに直さなければならないといったことから、昨年、今年度と至っていない状態でございます。ただし、PTA等からも、現在の状況でどのような状況ですか。大変不便をけているかと、こういうところも学校を通じまして聞き取り調査等も行っはいて、概ね、不便ではあるけれども、今の形でも、そんなに大変困っているというのは聞いていない状況でございます。やはり家庭状況によりまして、どうしても給食の主食を出していただきたいという意見は何件か出ているということはお聞きしておりますが、PTAの方々の反応というのは、そのように受け止めております。

今後の対策といたしましては、今のような考え方から、なんとか自校での給食の道、あるいは、施設整備をしながらご飯提供、米飯の提供ができないかという道を模索しながら、今年度も教育長とともに県教委の方に行っ相談をして、そして、岩手保健所、県保健所の方にも行っ指導を受けながら、団体給食での提供、少人数での提供の方法という道もあるという若干の可能性も見えてまいりましたので、そういうような部分を含めて、葛巻らしく、葛巻でできる方策をということで、今、検討中でございますので、もう少しお時間をいただきながら検討をして、この問題につきましても早急に解決してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

これについても、だいぶ日数が経ちましたよね。ここに書いておるとおり、早急に決定する必要があると思われまので、こういったようなことを、どんどん促進させていただいて、良い給食を提供していただければなど、そのように思っているところでございます。

あと、教育委員会、最後の質疑いたしたいと思ひます。

同じく9ページに、岩手県学力定着度の状況調査というのがござひます。これ、町内の小学校、中学校、こういったような部分について、教育長から、どのような状況になっているのか、お知らせをいただきたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育長。

教育長（吉田信一君）

県学調については、毎年10月に小学校5年生と中学校2年生を対象にしております。10月ですので、今年度はこれからになりますけども、平成29年度の状況でいいますと、小学校の5年年生においては4教科をやっておりますけども、そのうち、算数については県の平均よりも高い数値を示しておりますが、そのほかの教科については、県の平均に達していない状況になっています。そして、中学校については、全部で国語、社会、数学、理科、英語の5教科をやっておりますけども、すべて県の平均よりも上回っております。そうしますと、小学校での学習の部分で未充足な部分が、中学校で非常に改善されているという傾向が、ここ数年続いております。いろいろ分析等もしておりますけども、14年間続いております中高一貫教育で、葛巻高校の先生方が各中学校に入って、交流授業等をしていただいている効果が、そこに現れている部分が非常に大きいのではないかと考えております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ここで、昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

（休憩時刻 | 2時11分）

（再開時刻 | 3時15分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第9、認定第3号、平成29年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

山岸委員。

山岸はる美委員

決算書の91ページで、主要施策の81ページになりますが、高齢者外出支援事業であります。申請人数が280人とありますが、実際の利用者数と、また、交通弱者のためには重要な役割を担っていると思われませんが、実際の利用者数はどの程度で推移しているのか。また、利用料金が7,500円を超える場合は5,000円と、そういう措置がされておりますが、一番遠いところでは、どのくらいの方々が利用されているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（ 檜木幸夫君 ）

資料の方のページを見ながら、説明させていただきたいと思います。

申請者数でございますが、280人のうち実質使った方々は170人でございます。それから、助成額が大きいところで1,270,000円の金額でございますが、利用料金が2,521,000円、本人負担額が1,244,000円でございます。実際に計算、170人の方々が1,202枚利用いたしまして、1回あたりの平均の補助額が1,062円という結果になってございます。そして、一番遠い利用の金額でございますが、7,250円で、ケースとすると吉ヶ沢になります。江川馬淵の方も利用なさっていましたが、これより若干低い金額でございましたので、利用した中では吉ヶ沢の方が一番高額だったと、この金額ですと、2,500円が個人負担であったという内容になっておりました。この1,270,000円というような金額でございますが、本年は既に960,000円くらい利用していて、昨年度の実績を上回って利用になっている実績で、喜ばれているというように判断しております。

輝くふるさと常任委員長（ 鈴木満君 ）

山岸委員。

山岸はる美委員

土日の路線バスがないとか、交通手段がない、弱者のための手段でありますから、やはり対象になった75歳以上の方々は、万が一のためには申請しておこうということで、多くの方々に利用されております。それで、救急車を呼ぶくらいではなくても、具合が悪いときは、どなたかを頼んでも、やはりお礼をしなければならないのですが、そういう手立てがあるということは、たくさんの方々に喜ばれていると思います。また、75歳以上ということではありますが、例えば、免許を返納された方、そういう方々も、やはり路線バスがないとか、家族に車がない、今後はそういった方々にも、そういう申請の対象に検討する余地はないのか、お伺いします。

輝くふるさと常任委員長（ 鈴木満君 ）

健康福祉課長。

健康福祉課長（ 檜木幸夫君 ）

質問にお答えいたします。

当課の方でも、やはり昨年度はいろいろな計画を作って、いろいろな協議会で話し合いをして、どういうものが必要かというようなものの中で、今、山岸委員さんがおっしゃられたように、免許証を75歳前でも返納した方がいるよというようなお話も出ておりました、今後、そういうようなものも含めて検討していきたいというような考えで、新年度予算の際に検討してまいりたいというように考えておるものでございます。ありがとうございます。

輝くふるさと常任委員長（ 鈴木満君 ）

ほかに。山崎委員。

山崎邦廣委員

説明書では66ページ以降になります。歳出の部分であります、それぞれ人口減少対策に関わります施策についてでございますけれども、地方版総合戦略の効果、検証の状況と、これまでの実績について、どのようになっているのか伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

人口減少対策の取り組みになります地方版総合戦略の効果、検証、実績でございますが、ご承知のとおり、28年3月に葛巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略というのを策定いたしました、人口減少対策に取り組んでございます。主な取り組みとしまして、移住定住分野の定住奨励金とか、新婚ライフサポート金とか、いらっしゃい葛巻住宅の整備とか、そういった移住定住分野から、子育て、教育、保育料の無料化、あるいは、医療・福祉分野では高校生以下の医療費無料化とか、産業の方では6次産業化の支援とか、雇用促進などに取り組んでございます。僅かずつではございますが、人口増の月もあったりして、少しずつではあります、着実に成果が出てきているなというように思っております。

総合戦略の効果、検証でございますけれども、まず、その28年3月の戦略において三つの目標を掲げてございます。いきいきと輝き続ける“ひと”、それから、誰もが住みたくなる“まち”、それから、地域資源を活かす“しごと”という三つの基本目標を掲げていまして、そして、さらに三つの視点ということで、移住定住及びUターン促進による社会動態における転出超過の解消とか、人口の自然減を抑制するための出生数の増加、それから、人口動態を増加に転じさせるための町の魅力増、そういった中で、出産、子育て支援、教育、人材育成、生活環境、産業と雇用、交流・連携というような部分で戦略プロジェクトに取り組んでまいりました。三つの基本に対して、その数値目標とKPIを設定しておりまして、その達成状況につきましては、毎年、地方創生有識者会議として位置づけております総合計画審議会及び議会において検証していただき、施策の見直しを行っているものでございます。今年で3年が経ちましたが、27年度、計画初年度につきましては、年末に策定してございますので、実質的には28、29年度、2カ年の取り組みというようになってございます。

その実績でございますけれども、28年度末の状況については、年間出生数や人口社会動態等が目標を下回った状況でございました。これにつきましては、有識者会議や議会の意見として、出生数と社会移動が重要なポイントであり、改善していくための施策を加速させる必要があるとの意見が出されてございます。それぞれの分野において、住環境整備などの移住者向け施策は評価できるが、一方で、町内出身者の定着につながる支援も必要というような、そういった意見が出されてございます。それから、教育分野に

つきましては、高校の入学数確保は評価できるが、今後、児童数が減少していく中において、山村留学等を推進していく上では、葛巻高校の特色が見えない、魅力アップが必要といったような意見が出されてございます。それから、仕事の創出については、個人事業者の後継者不足など、町内の人手不足と町外の就業希望者のマッチングを行い、継業に結びつける仕組みづくりなどが必要、そういった意見。それから、20歳から40歳の若い世代でのUターン率が低い状況を受けまして、そこを逆手にとり、Uターンに特化した取り組みの推進、あるいはスポーツツーリズムの推進、観光リピーターの確保、強化、こういったことを取り組まなければならないかというような、そういった意見等をいただいております。

29年度につきましては、数値目標、KPIにつきましては、大きくは、葛巻高校進学者数、それから、移住者向け住宅物件数、観光入込客、宿泊数など、16項目中12項目で概ね目標どおり進んでおります。ただ、目標を下回ったのを見ますと、先ほどと同じですけども、出生数や人口の社会動態に関するといった項目が下回っております。順調にしているのは、主なところは葛高への入学数、それから、町外からの葛巻高校進学者数、それから、概ね8割以上順調にしているのは若者定着率、それから、移住定住向け住宅入居率などでございます。努力が必要、8割以下、下回っているのが年間出生者数、これは目標の31人に対して22人、それから、合計特殊出生率の目標も2.1人に対して、実績が1.5人というようなことで、人口の部分が下回っているというような状況でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

それでは、この人口減少対策の施策の成果と併せた、その課題の方はどのようなになっているのか伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

先ほどと重複いたしますが、成果といたしましては、それぞれ順調にしている部分、あるいは、ある程度順調にしている部分等がございまして、例えば、人口減少について、年に一月、二月ではございますが、増加に転じるとか、そういったような現実な現象も出てきております。その中で、やはり課題といたしましては、若い人等、若い女性、今、DMOの方でも取り組んでございますけども、そういった方々の受け入れといいますか、特殊出生率が数字的に一番課題でございまして、その部分をどうやって増やしていくかというのが大きな課題でございまして。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

分かりました。では、この人口減少対策の取り組みでございますけども、その経過を副町長はどのように捉えているのでしょうか、伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

これまでの人口減少に対する取り組み、あるいは経過と伺いますか、どう受け止めているかということですが、まず、まちづくりの観点からお話をさせていただきますと、本町の人口はピークが昭和30年ということですが、それから、どんどん減少を続けてきているわけでありまして、

そういう中で、これまでの町の取り組みというのは、畜産、酪農と林業を土台としながら牧場、あるいはワイン、そしてまた、第3セクターの取り組み等々によりまして、併せて、最近エネルギーの施策の推進ということの中で町の魅力を高める、そういう取り組みを、これまで、ずっと歴代の町長が続けて取り組んできているというようなまちづくりであるわけでありまして。これが、正に人口減少対策にも結びつくと伺いますか、あるいは雇用の場の確保と、そういう観点での成果と伺いますか、これらも、これまでの対策の中でも出てきているということ、まず、感じておりますが、併せまして、今、課長の方から地方戦略の成果の話もありましたが、この当面の取り組みを踏まえながら少し話させていただきますと、特に集落機能、あるいは行政運営という観点で大きな影響を与える人口減少対策に、鈴木町長は特に数年前から対策を、ぜひとも歯止めをかけたいという観点の中で、ここ数年取り組んでまいりまして、先ほど伺いましたように、28年度にはまち・ひと・しごと創生戦略というものを立てながら進めているというのはご案内のとおりでありまして、それを、さらに取り組みを強化していくと伺いますか、そういう考え方の中で、今、取り組んでいるものでありまして、先ほどお話ししましたように、移住定住の対策であったり、あるいは子育て支援、子育て、あるいは教育の分野の環境であったり、それから、医療・福祉の分野の様々な施策、特に、最近ですと葛巻病院の建設、あるいは養護老人ホームの整備等もそこにあったわけでありまして、併せまして、高校生以下の医療費の無料化等々もございましたし、産業の部分においても、新酪農構想ということの中で取り組みを進めておるところでありまして、併せまして、また、商工業の設備の導入の支援ということで、地元の商工業の支援対策等も、これも新たな取り組みであったわけでありまして。それから、もうひとつ、大きなもの伺いますか、今、まちなかの活性化も含めてでありまして、くずまき型DMOの導入につきましても2年ほど前から、3年目に入るわけでありまして、そういう取り組み等々がございまして、それから、平成19年、20年、23年のあたりであるわけでありまして、

大きな部分は情報基盤、光ファイバーを各戸に配信する、そういう基盤の、正に移住定住、あるいは人口減少対策に結びつく、そういうハード的な部分にも取り組んできた、このように思っております。

そういう中で、どうしても、こういう成果が、今までもそうなのですが、なかなか成果として出にくい、時間のかかる、人口減少対策に歯止めと言いつつも、どうしても、やはり成果を出すには、かなり難しいという部分はあるわけではありますが、やっと、今、そういう効果も出始めてきているというように認識もしているところであります。といいますのは、29年1月から12月までの部分であります、転入が154人で、転出が167人ということで、13人の減少に止まってきているということも、数字上も少しずつ、そういう成果も出てきていると、このように思っておりますし、経過の中でも、町村の部分ではありますが、29年を見ますと、3番目に、そういう面での減少に止まってきているというような感じにあるなど、このようにも思っております。そういう今までの取り組みの成果によって、そういったようなこと等も数字に現れてきているのかなと感じているということでもありますし、もう1点であります、やはり、今の課題にもありましたように、町の魅力を高めながら、やはり若い世代の人口確保、ここが大きな町としての課題であります。如何に対策をしながら、そういう若い世代の方々を確保できるようにつなげていくかという部分なわけでもあります。

そういう中で、魅力を高める一環として、先ほども申し上げましたが、今、くずまき型DMOの取り組みを進めているというものでございます。その中で2年間、今3年目に入っていますが、2年の経過、検討の中身を少し話させていただきますが、各検討部会においての課題が見えてきておまして、その成果を確実に進めるため、あるいは、その輪を広げながら、それぞれ自走をしていただくといえますか、そういう取り組みにつなげていきたいというようなことの中で取り組んでいるものであります。そのひとつを紹介いたしますが、特産品の開発の部分であります。検討してきたものを実際に商品化をしながらの取り組みを進めておりますし、それから、今、まちなか検討部会でも、まちなかのエリアビジョンを策定しながら、まちなかを歩きたくなるという施策を進めるということで取り組みをしております。それから、もうひとつに、若い女性の方々に構成する民間の、制作をしているグループの人たちであります、町家を活用して、これまで2回ほどクラフト市を開催いたしました。そしてまた、この秋も、また開催する方向になっておりますが、これには町外から、あるいは県外からも、やはり、そういうグループの人たちのネットワークといえますか、そのことによりまして、いろいろ足を運んでいただきながら、新たな取り組みの動きが出始めているというのが、正に目に見える形の中で成果も出てきているのではないかなと感じておるところであります。

いずれ、そういう若い世代の人たちに魅力を感じるような、そういう取り組みの積み重ねが正に大事だと、このように思っております。そういう中に、今、課題であります出生数の減というものがあるわけではありますが、これに若い世代の方々が少しでも町内に、そういう取り組みをしながら、そしてまた、自分の持っているものをもっと活かしながら、その輪を広げていくといえますか、小さいけれども、そういったような取り組みが、正に大きな力になってくると、このようにも感じておるものであります。そうい

う魅力も一層高めていくように取り組んでいかなければならないと、このように考えているものであります。よろしくどうぞお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。姉帯委員。

姉帯春治委員

歳出の163ページですけども、一番右端の角のところですけども、町の道路の除雪経費なのですけども、43,500,000円くらい経費がかかっているようですけども、町民の皆様からは、朝早くから、起きれば雪がないと言って褒められております。これも事実でございます。ただ、ひとつは、議会で吉ヶ沢に行ったときに、議会懇談会の中で、時間がルーズだということで、除雪はしっかりしていただいていると、その時間をもう少し皆さんに合わせた中の除雪をしていただきたいという意見がありましたけども、この点については、建設水道課長どのように思いますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

ただいまのご質問に、お答えをいたします。

除雪時間の問題、もっと早くできないのかというような住民からの意見が吉ヶ沢地区で出ているというようなことに対してでございますけれども、葛巻町、当町の除雪体系と申しますか、これを一通りご説明をさせていただきたいのですけども、まず、西部地区におきましては、移動時間も長いということから、委託契約を結んで除雪をしていただいております。3社をお願いをして、契約を結んで、除雪をしていただいております。3社の中で、椀ノ木土谷川線と、その吉ヶ沢の集落というのは、これは、また、別な業者ということもあまして、片一方では早朝に限らず夜中から動いている業者もあれば、片一方では通勤時間帯を超えても来ないというような意見、これも前から何回か受けておまして、その都度、業者さんの方には指導はしております。除雪計画というものについて、10センチ以上の雪が降るような場合は早朝4時に出動するというような決まりごとを作っているのですけども、なかなか、この決まりごとを、早く出てもらう分には全然構わないわけですけども、これを守っていただけないという部分がございます。昨年度も同じようなことを住民の方から苦情がありまして、指導をしておるわけでございますけれども、この間、また、委員さんの方で地域の方からそのような要望があったということもございますので、その辺の徹底をしていただくように、今後、業者との話し合いを進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

今、委託しているということですので、時間さえ、皆さんが朝早く起きたら便利が良くしてもらえればいいのかと思いますので、そこを徹底して建設水道課の方で指導をお願いしたいと思っていますし、また、近隣の市町村の副町長でしたか、葛巻は随分除雪費の経費がかからないと言われて、どのようにしているかと聞かれたことがあります。詳しく聞かれて、葛巻町ではほとんどの重機を町で持っているのだと、そういうことで、おそらく委託は少ないはずですと、だから、その部分の経費がかからないようになっていないかということですが、ただ、今、見てみたら、いろいろな除雪費から、また、土砂を運ぶのから、トラックから、いろいろ14台くらいあるようですけども、その中で、こういうのを欲しいとか、これはダメだとかというのが、もしあったならば、建設水道課長お願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

ただいまの質問に、お答えいたします。

除雪の機械14台ほどあるのだけれども、不足しているものはないかというような質問でございますけれども、今の直営の除雪体制に機械としては十分に間に合っている状況でございます。一応10年を目途に更新というようなことで考えて、計画的に更新を進めているのですけれども、なかなか、この10年というのはサイクルが早いということもありまして、概ね平均しますと15年に1回くらい機械を更新しているような状況でございます。今、不足しているといえますか、その機械、機種としてはないわけでございますけれども、大雪が降った際に専用のロータリー車がないというのが、ちょっと不足といえますか、大雪も数年に一度というようなことで、なんとか、それはクリアして、時には業者をお願いをしてロータリー車に入っていたらいいというようなこともあるわけですが、基本的には不足している機種はないということで認識をしているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

町民の方々は、私もそうですけども、夜早くから朝までにはしっかり雪がなくなるように頑張っていたらいいと思っています。それと、やはり先ほどもあるように、委託している部分については、もう少しチェックしてみたり、指導してみたりしていければ、いずれ何時間の間には除雪をするのだから、その時間の問題だと思いますので、その点については頑張って指導していただければなと思っています。これで終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。辰柳委員。

辰柳敬一委員

決算書の137ページの農林水産業費ではありますが、農業用の廃プラスチック適正処理の推進協議会への200,000円の中身について、お伺いします。町では上平の方へプラスチックの収集を行っております。まず、第1点お伺いしたいのは、プラスチックは、そのあと、どのようにリサイクル、あるいは、どのような処理がされているのかについて、まず、お伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

農業用の廃プラスチックの処理の関係は、現在、年4回、回収を行ってございまして、その回収されたものは整理をして、二戸市の業者さんに販売するような形になってございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

辰柳委員。

辰柳敬一委員

酪農をやっている農家であれば今は必ずラップロールを使っているわけでありまして、おそらく上平に持ってこない方は分かるのだらうと思いますが、あるいは、中には野焼きというようなこともあるのだらうと思います。そのような苦情については、役場の方には何件かあるものなのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えいたします。

野焼きの関係での苦情というのは何件かございます。それで、その苦情をいただいた都度、その現場に担当が出向いて現状を確認するようにしてございます。基本、廃プラスチックとか、そういったものは法律で野焼きすることを禁止されておまして、ただし、草とか、落ち葉とか、そういった関係は野焼きをすることはいけないというところまではなっていないという関係の部分で、ちょっとトラブルというような部分もある形にな

っています。毎日、同じ方が燃やして、その煙が充満して、洗濯物だったりとかに臭いがついたりとかというような、そういう感じでの苦情だったりするわけですが、いずれ同じ落ち葉とかなんかであっても、周りの方に迷惑がかからないような時間帯での処理とか、それから、当然、燃やしていて飛んで火災になったりとかということのないような形での処理をしていただくようにということで、巡回した際にお願いをする形で指導をしてございます。一部回った時点では、そういう廃プラ等を燃やしているというのは、うちの職員はちょっと確認はできなかったようです。ですが、今後、やはり、しっかりと、そういう部分は徹底していかなければならないということで考えておりますので、もう一度、農協さんの方の生産部会とか、それから、広報だったり、くずまきテレビだったり、そういった部分の注意喚起はしていくということで、今、課内でも調整をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

辰柳委員。

辰柳敬一委員

今後のことになりますが、温暖化の問題、水害等も、おそらく、そういった野焼き等による温暖化の問題等も大変深刻なことであると思っております。そういったことから、農協にも協力をいただきながら、200,000円を協議会の方へ出しているわけではありますが、もう少し増額をして、全戸ができれば、そういったように処理できるように、今後、対策をすべきではないのかなど、そのようにも思うのでありますが、その辺の今後の取り組みについて、まだまだ、50頭も飼っていながら1個も出さないというような農家も見られるようでありますので、その辺をもう少し強力に進めるべき、取り組むべきことだと思っておりますが、その点について、お伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

お答えをいたします。

この廃プラスチックの処理の協議会には農協さん、それから、県の方の普及センターさんとか、いろいろ入っていただいている協議会になってございますので、その中で、今後の対応の部分については、もう少し徹底するような形での対応というのを検討しながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

辰柳委員。

辰柳敬一委員

参考までにお話を申し上げますが、本町ではたばこを結束した機械を再利用しまして、ほとんどの農家ではあれによって、きちっと四角に梱包して出しております。これは、ほかの町村ではない、やはり、ほかの町村でも大量に出るラップの処理には大変苦慮しているようであります。そういったことから、本町は本当に大分前から先駆けて、たばこを収納するための機械を加工して、再利用して、そして、出しているという事例もございます。なんとか全量が、そういったような処理されますように、よろしく今後の取り組みをお願いしまして、終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、認定第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第3号、平成29年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第3号、平成29年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第10、認定第4号、平成29年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

一般会計の際も町税の関係でお伺いしたわけですが、国保会計ですので、国保税の関係でお伺いをいたしたいと思います。

説明書等の40ページのあたりに記載になっておりますが、国保税の収入未済額でございますが、合計で29年度末で48,860,000円、このようになっております。これが、10年前の平成20年度の収入未済額は実に91,730,000円ありました。半減しているわけですね。こういったような実績となっておりまして、それから、この徴収率に見ても、当時の平成20年度の徴収率は73.1パーセントであります。29年度末では79.4パーセントになっております。6パーセント以上の伸び率を示しているわけです。

非常に、こういったような実績を見れば、評価できる内容ではないのかなど、このようにも思っております。また、今年度の徴収率と、県平均の徴収率も比べてみました。県の平均徴収率79.6です。当町の徴収率は79.4で、僅か0.2パーセント当町は下回っているわけでございます。これを分析もしてみました。その内容を見てみますと、現年課税分では、逆に県平均よりも3パーセント上回っております。町の徴収率は現年課税分は97.3パーセントです。県平均は94.3パーセントですから、3パーセント上回っているような感じですが、問題は、この滞納繰越分にかかっているわけですが。町の徴収率は18.4パーセントです。県平均は24.3パーセントです。ここで、5.9パーセントの差をつけられておまして、県平均よりも0.2ポイント下回っているというような形になるのではないのかなど、そのように私は分析しております。とはいっても、この滞納繰越分も、この滞納徴収率を見てみますと18.4パーセントですね。過去の実績から見まして、この18.4パーセントの近年にない高徴収率です。一回に無理とはいかなくても、この滞納徴収率を如何に上げるかが県平均を上回る鍵ではないのかなど私は判断しておりますが、町当局ではどのような判断をしているのでしょうか。まず、それから、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

お答えしたいと思います。

国保税、今、ご説明ありましたとおりのような状況でございます。

その中で、国保税につきましては、現年分については、徴収率、県内8番目ということになっております。現年分については、一般会計よりは率は低いですが、一般会計は県平均のところ、それから、国保税につきましては、県平均よりはかなり高く、8番目くらいの徴収率というようになってございます。その中で、大きな課題は、滞納繰越分が他町村と比較した場合も割合的にも多いという、金額的には、先ほどありましたとおり、10年で半減しておりますが、他市町村と比べた場合には、その割合が大きいという課題を抱えているところでございます。そういった部分の処理といいますか、整理を進めていくというのが大きな課題のひとつになってございます。

過去にも、滞納整理機構ができて、その直後に職員2名ほど派遣になっております。21年、22年ころであったと思いますが、そのころ滞納分の徴収率が大きく上がっている部分もございます。また、昨年度も滞納整理機構に職員を派遣しながら、昨年度は滞納整理機構と連携をしながら、いろいろな滞納分の徴収のための取り組みをしたところでございました。そういった中では、差し押さえ等も行っております。不動産、動産の差し押さえ、そういったものによりまして、大口の方から、百万円単位ですが、完納していただくとか、そういうこと、あるいは給与等の差し押さえをさせていただいて、完納していただいたという事例等も昨年度はございます。それから、搜索ということで、地方税法に基づいた搜索等も2件実施をしておまして、そういった中での調査等が納

税につながったという例も昨年度はございまして、そういったものとして、29年度については、滞納繰越分についても、ここ数年の間では、かなり高い率にもなっております。

そういった部分を踏まえまして、先ほど一般会計のところでも申し上げましたが、期限内の納付というのを、現年度分については推進、大きな取り組みとして取り組んでおりますが、もうひとつは滞納分の縮減ということで、これまでやってきたような部分に加えまして、法律に基づいた様々な督促、あるいは滞納整理等を着実に進めていくということが、税の公平感という部分もございまして、そういった部分に力を入れていかなければならないということで、今年度、春に徴収対策本部の会議、副町長が本部長でございまして、そういった会議の中でも、そういう部分を進めるというようなことで、今年度、目標に掲げまして取り組んでいる経緯もありますが、これを今年だけではなく、今後、継続をしながら、そういった、どうしても協力いただけないようなケース等につきまして、資産あるいは納税の力があるような方については、そういったものも進めながら、税収を図っていくというようなことも大事なことで、そういった部分に取り組むつつありまして、その成果も少しずつ現れているのかなというように考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

収入未済額の部分では、先ほど申し上げましたとおり、29年度末で48,860,000円になっているわけなのですが、この収入未済額の額の半分以上が平成19年度以前の滞納分となっておりますので、非常に古い国保税が滞納になっているということが、この表で見させてもらいました。非常に、こういったような部分では、ご苦労されることと思いますけれども、この国保税についても不能欠損はここ3年間になっていない表となっております。こういったような古くて不能欠損になるような事例が発生していないのか、一般会計でもお話申し上げましたけれども、国保会計でも不能欠損事由みたいなものはないのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

滞納の中でも10年を超えるような古いものがありまして、その額が大きいという部分もございまして、そういった部分については、県あるいは滞納整理機構とのいろいろな会議、個別の会議等も年に何回か行っておりますが、そういった際にも指導もいただいておりますし、今、ご指摘もいただいたとおりでございまして、中には、課税した当事者は亡くなりまして、相続されて、次の世代の方をお願いをするというような事例等も古

いものについては出てきている部分もございます。そういった中で、その辺の時効の関係ですとか、長くなっておりますので、そういった部分とか、納める資力があるのかなのかというような部分の調査、そういった部分が、これまで行き届かなかった部分もございましたので、そういった部分についても今年度は進めるということで進めている状況にもございます。ということで、すぐにということにはなりません、そういった部分もひとつずつ調査をしながら、執行停止等を図りまして、順次、そういった該当するものについては不能欠損もしていきたいというように考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

次に、先ほどの国保会計の補正予算とも関わりがあるわけですが、29年度の繰越額65,900,000円、36ページについて、これが、先ほどの補正予算に出てきたわけですが、ここで、補正予算の方では償還金と、それから、予備費の方に振り分けしたような感じになっております。ここで、いつも申し上げているとおり、国保会計の財調が多いわけではない、少ないというような感じがするわけです。こういったような部分では、今後の国保の財政運営、この繰越額も例年よりは多いですね。財政的にはかなりの、国保の場合は10,000,000円とも言えない貴重な財源になってきますので、多い額なわけです。そういったような財政運営と、それから、基金の積み立て、そういったような財政については、どのように考えているのか、お知らせいただきたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

ただいまご指摘いただいたとおり、繰越額が65,000,000円ということで、ここ何年かでは多いという状況になってございます。その要因のひとつは、29年3月の補正のところで、29年度の医療費の動向から、最後のところで不足するかもしれないということで、20,000,000円ほど給付費を補正で増にさせていただいておりました。そういった中で、1月時点での補正の試算ということもございまして、どうしても多めにという部分もあるわけでございますけれども、そういった中で、実は3月、4月分が過去にないくらい支払いが少なかったということで、大体45,000,000円から50,000,000円、あるいは55,000,000円というくらいで毎月動いていますが、最後のところは37,000,000円と、3月はそういう支払いになっておりまして、少なかったという部分もございまして、多くみた分と支払いが少なくなったという両方合わせまして65,000,000円という繰り越しになっております。そのことで、多少多くみた分で国に返す部分も23,000,000円ほど補正させていただきましたが、そういう部分もありますが、それを差し引いても40,000,000円くらいの繰り越しというようになってございます。

ご質問いただいたとおり、今回、そういった部分を基金に積むのか、あるいは、どうするのかという部分も検討してございました。そういった中で、最終的には予備費へということになった理由でございますが、今年度から国保、都道府県化ということでございまして、その年度の必要なお金は全部、県から交付されるということに制度上はなっておりますが、実際には、最終的な額がどうなるかというのは、4月の初めにならないと、3月分の支払いの金額が出てこないということになりますので、結果的には翌年度精算して、そこは、県から全額をいただくという形は翌年度の精算でしかできないのではないかと、そうなるのではないかと考えております。そうしますと、3月時点で予算より、例えば、3月の医療費が増えたということになって、予算で賄えないということになると、赤字決算をして、繰上充用をして、繰上充用をしたお金が翌年度、県から入るとということになりますので、もし、不足した場合には赤字決算の可能性もあるということでございますので、そういったことを勘案しながら、予備費の方に、今年度、最初の年でもありますので、留保しておいて、多少、医療費が何かの理由で増えても赤字決算にならないようなことを第一に考えて、今回は基金が少ないという部分もございまして、そういう対応をさせていただいたところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、認定第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第4号、平成29年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、認定第4号、平成29年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第11、認定第5号、平成29年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、認定第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第5号、平成29年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第5号、平成29年度葛巻町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第12、認定第6号、平成29年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、認定第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第6号、平成29年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、認定第6号、平成29年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第13、同意第11号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、同意第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第11号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第11号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第14、同意第12号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、同意第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第12号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第12号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

ここで、当局の方々は、退席していただいて結構であります。

ここで、2時35分まで休憩します。

(当局退席)

(休憩時刻 | 4時21分)

(再開時刻 | 4時35分)

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第15、請願第2号、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願を、議題とします。

お諮りします。

この案件は、平成30年7月定例会議において本委員会に付託され、継続審査としておりましたので、請願書の朗読及び紹介議員からの意見陳述は省略し、ただちに審査に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、早速、審査に入ります。

本請願について、委員の皆さんから、ご意見を伺いたいと思います。ご発言をどうぞ。
山崎委員。

山崎邦廣委員

今回の条約署名に係る批准を求める請願でございますが、まず、国民の請願する権利につきましては憲法16条に定めがあるわけであり、また、条約の締結については憲法73条にございまして、条約の締結する権利、締結権は内閣に属すると、国会がそれを承認すると、承認するのは国会議員の役目なわけでございます。また、一方では、本町議会のように地方公共団体の組織、運営に係ることにつきましては、憲法の92条から95条に定めがあるわけでございますが、ご承知のとおりでございますが、特に、この92条には地方公共団体の組織、運営は法律で定めるということになっておりまして、それを受けまして、地方自治法99条には、普通公共団体の、地方議会の役目が定められております。つまり、国会議員と地方議会議員では、その役目が違うわけでございます。一方では、この条約の締結自体は国の重大事であり、条約の締結に係る役目につきましては、国会議員に委ねるべきではないかと私は考えます。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

お諮りします。

意見等が出されたということで、これから、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

請願第2号、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願は、採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。

したがって、請願第2号、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願は、採択すべきものと決定しました。

お諮りします。

ただいま、採択すべきものと決定した、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名

し、国会が批准することを求める請願に関し、核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

追加日程及び発委案を配ります。

(追加日程及び発委案配布)

追加日程第1、発委第2号、核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書の提出についてを、議題とします。

発委第2号について、朗読を求めます。

議会事務局長。

議会事務局長 (触沢誉君)

核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書。

核兵器禁止条約を交渉する国連会議は、2017年7月7日に122カ国の賛成多数で核兵器禁止条約を採択した。これは、核兵器のない世界を求める世界各国と広島、長崎の被爆者をはじめとする多くの方々の多年にわたる共同の取り組みと悲願が実を結んだ成果といえる。そして、2017年のノーベル平和賞は核兵器廃絶国際キャンペーン、ICANが受賞した。核兵器禁止条約は、核兵器のない世界を目指し、核兵器の使用、開発、実験、生産、製造、取得、保有及び貯蔵を禁止し、核抑止力の根幹とされてきた「使用する威嚇」をも禁止するという画期的な内容を持っている。核保有国や同盟国が依存してきた核の威嚇による核抑止論を否定し、核兵器の完全廃止に向けた国連で初めての条約である。しかし、唯一の戦争被爆国の日本政府は、この会議に核保有国と歩調を合わせ参加しなかった。今日、「核なき世界」の理想を掲げる一方で、日本の周囲では、核の脅威が一層増している。核兵器が再び使われかねない危うい状態が続いている今だからこそ、核兵器の悲惨さを知る唯一の国の政府として、速やかに署名、国会での批准を経て、条約に正式に参加するよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先でございますが、内閣総理大臣、安倍晋三殿。外務大臣、河野太郎殿。衆議院議長、大島理森殿。参議院議長、伊達忠一殿。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

議会事務局長からの朗読が終わりました。

本発委案について、委員の皆さんから、ご意見を伺いたいと思います。ご発言を求めます。どうぞ。

(「なし」の声あり)

お諮りします。

ないようですので、これから、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

委員会発議をすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。

したがって、9月14日の最終本会議において、委員会発議することに決定しました。

お諮りします。

次に、日程第16、陳情第8号、吉ヶ沢自治会内「鈴野地区」における水道給水施設の整備についての陳情書及び日程第17、陳情第9号、吉ヶ沢自治会内「宇別地区」における水道給水施設の整備についての陳情書の2件については、関連がありますので、一括議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、陳情第8号及び陳情第9号を、一括議題とします。

お諮りします。

この案件は、平成30年7月定例会議において本委員会に付託され、継続審査としておりましたので、陳情書の朗読は省略し、ただちに審査に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、早速、審査に入ります。

本陳情について、委員の皆さんから、ご意見を伺いたいと思います。ご発言をどうぞ。
山崎委員。

山崎邦廣委員

今回の陳情にあります飲料水につきましては、日々の飲料水を確保すると、これは日常の安心な暮らしの中で必要不可欠なものでございますけれども、地域で対応が困難な問題につきましては、行政が一緒になって解決を目指すということは非常に大切なことであると思います。一方では、この飲料水の水源が得られるのか、それから、水の量は十分なのか、それから、既存の水道、既に近傍といいますか、近くの地区に既存の水道施設がある場合に、そこから延ばせるのかどうなのか、また、新たに整備する場合についても費用は足りるのか、水道料金も発生してくるわけでございますので、さらには、町内には、ほかの地区にも未整備なところがあるわけでございますので、地域によっては状況も異なってくると思われれます。いずれにいたしましても、要望のある地域にとっては、最も望ましい解決策については、地域と行政の方が一体となって取り組むべきものと思います。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

私は、地区の水道水に対する切実な陳情書と受け止めております。いろいろな事情があるにせよ、自己管理で水道水を引くのは、ちょっと難しいような感じもいたしますので、この際、この両地区、鈴野地区と宇別地区の水道水の給水設備は必要、非常に大切なものだというような願いから、私は、これは採択すべきものと、そのような思いでおります。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。姉帯委員。

姉帯春治委員

7月定例会議のときに、この陳情書が上がったわけでございますけども、今まで、いろいろな地区から、それから、建設水道課長の方からも説明を受けました。その中で、最終的には一本化というのは無理ではないかと、それよりは、やはり、あそこに施設が6カ所くらいあるので、今後、それを調査しながら進めていくということですので、この二つの件に関しては、私は、まず、議会としては、これはやっていかなければならないと、そして、あとは、町の、その中身については調査してみて、しっかり、水の確保ですので、一本化では無理だと言っていますので、その辺を調査しながら早めに、水がないということですので、道路やなんかと違って水がないということですので、やるべきではないかなと思っております。終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。高宮委員。

高宮一明委員

それぞれ3人の方々から採択すべきというような内容の話がございましたし、私も、そういう立場でお話したいのですが、過日、8月21日だったでしょうか、課長から、その町内の状況について、それぞれ説明をいただきました。この吉ヶ沢地区も、鈴野、宇別地区だけではなくて、ここは、かなりの地区がまだ未整備であります。この地区を含めた町全体、土谷川地区もまだでありますし、ほかに11地区くらい未整備の地区がございます。総合的に判断して、やはり水質の関係でありますとか、良質な飲料水の供給をするのは、やはり町民の願うところありますので、それらを十分調査した上で、順次、整備に向けて進めていく方法がいいのかなというように思います。この地区だけではなくて、町全体を見回した関係での調査を進め、町民に良質な水を供給できるような体制づくりを今後取り組んでいただければなということで、採択も含めた関係での意見としたいというように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに、どうぞ。

（「なし」の声あり）

ただいま、各委員の皆さんから様々なご意見、指摘が出されました。

水道は言うまでもなく重要なライフラインであります。今回、陳情が出されました吉ヶ沢地区の鈴野地区、宇別地区以外にも、同吉ヶ沢自治会に水道未整備地区がまだございます。また、町内全域でも十数カ所にのぼることから、これらの地区も含め、水道供給のあり方についても併せて検討されたいとの意見を付して採択することで意見を取りまとめたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

これから、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

陳情第8号、吉ヶ沢自治会内「鈴野地区」における水道給水施設の整備についての陳情書は、他の水道未整備地区の水道供給のあり方についても併せて検討されたいとの意見を付して採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、陳情第8号、吉ヶ沢自治会内「鈴野地区」における水道給水施設の整備についての陳情書は、他の水道未整備地区の水道供給のあり方についても併せて検討されたいとの意見を付して採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

陳情第9号、吉ヶ沢自治会内「宇別地区」における水道給水施設の整備についての陳情書は、他の水道未整備地区の水道供給のあり方についても併せて検討されたいとの意見を付して採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、陳情第9号、吉ヶ沢自治会内「宇別地区」における水道給水施設の整備についての陳情書は、他の水道未整備地区の水道供給のあり方についても併せて検討されたいとの意見を付して採択すべきものと決定しました。

以上で、本日の審査日程はすべて終了し、本委員会に付託された事件は、全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

輝くふるさと常任委員会を閉会します。

ご苦勞様でございました。

(閉会時刻 14時53分)